

平成30年12月20日

保護者様
生徒のみなさんへ

群馬県立尾瀬高等学校
校長 小林 由隆

冬季休業中の生徒心得

12月23日（日）から1月7日（月）まで冬季休業になります。（祝日などの関係があり、実際は12月22日から1月7日までの17日間が休みになります）

冬季休業は、家族との団らんとともに親族や地域の人々との交流を深め、伝統的な行事を体験するのにもよい機会です。しかし、学校生活から解放されることに加え、地域や家族での様々な行事のうちに、ふとした気の緩みから事件・事故が発生しやすくなっています。下記のことに十分気をつけて、有意義な冬季休業を過ごしましょう。

1 基本的な生活について

- (1) 新しい年を迎えるにあたり、一年を振り返り、学習・生活・行動などについて反省し、しっかりとした計画を立てましょう。
- (2) 不得意な科目は、休みを利用して計画的に学習に取り組みましょう。学校から指定された補充授業等には必ず出席して下さい。
- (3) 部活動に積極的に取り組みましょう。特に、アルバイトにより部活動の取り組みがおろそかにならないようにしてください。
- (4) 地域の行事に積極的に参加し、伝統の継承や自然に親しむ心の大切さを学びましょう。

2 事故防止について

- (1) 交通安全について
 - ① 路面が凍結し、スリップ事故が多くなります。交通量の多い道路（特に120号線）では、車の動きに注意を払ってください。また、歩行中の転倒事故などにも注意しましょう。
 - ② 公共交通機関を利用する際は、マナーを守りましょう。
- (2) 利根沼田地区でも不審者による声かけ事案が発生しています。暗い場所や人通りの少ない場所を避けましょう。特に、女子は被害に遭わないよう、服装等にも注意しましょう。

3 携帯電話・スマートフォンにかかわる注意点について

- (1) 群馬県青少年健全育成条例の一部改正（施行：平成24年1月1日）により、青少年が携帯電話・スマートフォン等でインターネットを利用する場合には、フィルタリングを設定する必要があります。保護者が、各携帯電話会社に電話で申し出るだけで、設定することができます。本校は残念ながら設定率が低い状況にあります。必ず設定するようにしてください。
- (2) 携帯電話やインターネットの利用によって、次のようなトラブルや犯罪に巻き込まれる可能性が増えています。ルールとマナーを厳守してください。
(携帯電話やインターネットの利用については保護者が利用状況を把握してください)
 - ① 出会い系サイトなどを通して事件に巻き込まれる被害
 - ② TwitterやLINE等のSNSへ、他人を誹謗・中傷する書き込み
 - ③ 飲酒や喫煙など問題行動にかかわる書き込み
 - ④ 有料サイトに接続して、法外な登録料などを請求される被害
 - ⑤ 名前、学校名、住所、電話番号、メールアドレス、個人写真などの個人情報の流布

4 届の提出について

- (1) 旅行（国内外）、他団体の主催する行事などに参加するときは、保護者の同意を得た上で、必ず学校へ計画書を添えて届けを提出し、担任の事前指導を受けてください。
- (2) 冬季休業中にアルバイトをする場合は、下記のアルバイト規定に反しないことを確認し学校に届けを提出してください。（すでに指導は実施済みです）

ーアルバイト規定ー

- ① 雇用主との間に雇用契約書があること
- ② 自宅から通える地域であること
- ③ のべ10日を超えないこと
- ④ 深夜勤務や宿泊を要しない勤務であること
- ⑤ 労働条件・賃金・安全性が保証されていること
- ⑥ 健康上・風紀上、高校生のアルバイトとして不相当でないもの
- ⑦ 学業成績が不振でないこと

5 健康管理について

- (1) 冬季は呼吸器系の疾病や食べ過ぎによる胃腸障害が多いので、十分気をつけてください。
- (2) 治療を要する疾病がある場合は、この休みを利用して治癒に努めてください。

6 各種運動の理解と協力について

冬季休業中は各地区で青少年健全育成運動、交通安全運動が繰り広げられ、学校警察連絡補導協議会・各地区補導委員会・各校職員などの街頭巡回補導が行われます。尾瀬高生としての自覚をもって、正しい行動・言動に努めてください。

7 非行・問題行動の防止について（重点項目のみ）

- (1) 外出する場合は、高校生らしい服装を着用し、必ず身分証明書を携帯すること。また、行き先・用件・帰宅時間などを、事前に保護者に連絡すること。
- (2) 交友関係には十分注意し、良識ある行動をとること。友人宅への外泊は禁止です。また、夜間（22時～4時は群馬県青少年健全育成条例により補導対象）の外出は禁止です。
- (3) 反社会的グループ（暴走族・チーム等）への加入、集会参加、呼び出しに応じる等は、絶対にしないこと。
- (4) 高校生として許されない行為には、絶対に応じない強い意志を持つこと。飲酒・喫煙・薬物（危険ドラッグ含む）・万引き・不純異性交遊・暴力事件には絶対かかわらないこと。
- (5) パチンコ店・スナック等への出入りは禁止です。
- (6) 友人同士のカラオケボックスでの飲酒や喫煙の事例が多くなっています。保護者が同伴しないカラオケボックスへの出入りは禁止です。

8 その他

- (1) 休業中に頭髪の染色、脱色、パーマなど絶対にしないこと。
- (2) 眉毛を剃ったり、抜いたりしないこと。
- (3) ピアスの穴を開けないこと。
- (4) 登校には必ず制服を着用すること。また登校者は、日直の職員に用件を告げ、使用場所などの許可を得ること。
- (5) 冬季休業中の校舎利用時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。
- (6) 次の期間は、学校閉鎖のため、学校の施設利用はできません。
12月29日（土）～1月3日（木）
- (6) 3学期始業式は1月8日（火）となっています。（服装・頭髪指導があります。）

※休業中に事件・事故にあったときは、必ず学校及び警察に連絡すること。

緊急連絡先 群馬県立尾瀬高等学校 ☎ 0278(56)2310

沼田警察署生活安全課 ☎ 0278(22)0110